

平成27年度労働報酬下限額について

(1) 工事請負契約（条例第6条第1項第1号関係）

〔単位：円（1時間当たり）〕

No	職 種	労働報酬下限額	No	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	1,960	27	普通船員	2,140
2	普通作業員	1,860	28	潜水士	3,450
3	軽作業員	1,260	29	潜水連絡員	2,500
4	造園工	2,050	30	潜水送気員	2,410
5	法面工	2,370	31	山林砂防工	2,390
6	とび工	2,370	32	軌道工	3,550
7	石工	-	33	型わく工	2,320
8	ブロック工	-	34	大工	2,180
9	電工	2,130	35	左官	2,200
10	鉄筋工	2,200	36	配管工	1,990
11	鉄骨工	2,110	37	つり工	2,310
12	塗装工	2,250	38	防水工	2,290
13	溶接工	2,410	39	板金工	2,180
14	運転手（特殊）	2,010	40	タイル工	-
15	運転手（一般）	1,800	41	サッシ工	-
16	潜かん工	2,980	42	屋根ふき工	-
17	潜かん世話役	3,530	43	内装工	2,390
18	さく岩工	2,380	44	ガラス工	2,220
19	トンネル特殊工	2,620	45	建具工	2,090
20	トンネル作業員	2,290	46	ダクト工	1,960
21	トンネル世話役	3,060	47	保温工	2,380
22	橋りょう特殊工	2,830	48	建築ブロック工	-
23	橋りょう塗装工	2,940	49	設備機械工	2,380
24	橋りょう世話役	3,270	50	交通誘導員A	1,260
25	土木一般世話役	2,280	51	交通誘導員B	1,030
26	高級船員	2,700			

(注) 石工、ブロック工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工及び建築ブロック工については、兵庫県設計労務単価が公表されていないため、当該職種に該当する労働者等については、事前に既存職種の労働報酬下限額で合意を得ること。

(注) この表に掲げる職種に該当する労働者等のうち、見習い、軽作業等を行う者については、840円とする。ただし、使用者が当該労働者等の合意を得た場合に限り。

(2) 工事又は製造以外の請負契約及び指定管理協定（条例第6条第1項第2号関係）

労働報酬下限額	840円（1時間当たり）
---------	--------------